

2 古介第 2 6 2 0 号
令和 3 年 2 月 2 5 日

古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 三輪 仁 様

古賀市長 田辺 一城

諮問書

古賀市個人情報保護条例（平成 1 4 年条例第 2 3 号）第 8 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり個人情報取扱事務を実施機関以外のものに提供することについて、当該提供がオンライン結合に該当するかの判断、公益上特に必要があると認められるか及び個人情報保護のために必要措置が講じられていると認められるかについて、貴会の意見を求めます。

記

1 実施機関

市長（保健福祉部介護支援課）

2 個人情報取扱事務の名称

古賀市地域包括支援センター業務

3 個人情報取扱事務の目的

古賀市地域包括支援センターは総合相談支援、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務等により、高齢者が安心して生活できるよう支援を行う。令和 3 年 4 月より市内中学校区毎に増設する地域包括支援センターが委託を受けて行う介護予防ケアマネジメント業務において、介護保険における予防給付及び総合事業の対象となる要支援者が介護サービス等の適正な利用等を行うことができるよう介護予防サービス計画を作成するため、利用者の住民基本情報及び介護保険認定情報を提供する。

4 個人情報の対象者の範囲

6 5 歳以上高齢者。ただし、各地域包括支援センターは、担当圏域以外の住民情報を閲覧することができない制限を加える。

5 提供する個人情報の内容

市の住民基本台帳に記録された以下の住民情報

- ① 住所
- ② 氏名（漢字）、生年月日及び性別
- ③ 電話番号

④ 転入、転出、死亡

介護保険に関する情報

① 介護保険認定情報（要介護・要支援認定結果）

6 提供先

- ・ 医療法人聖恵会（第1 地域包括支援センター受託法人）
- ・ 社会福祉法人古賀市社会福祉協議会（第2 地域包括支援センター受託法人）
- ・ 社会福祉法人レーヴ福岡（第3 地域包括支援センター受託法人）

7 提供の方法

市地域包括支援センターから専用 VPN（携帯用端末）を通じて各地域包括支援センターのサーバーへ情報を自動送信により提供する。ただし、各地域包括支援センターは市地域包括支援センターが保有する個人情報を随時アクセスし、取得できる状態ではない。

8 その他参考になるべき事項

- ・ 古賀市地域包括支援センター業務委託の概要・・・別紙1 のとおり
- ・ 古賀市地域包括支援システム委託先事業所増設に関して・・・別紙2 のとおり